

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	寺川塗装店
主たる営業所の所在地	兵庫県美方郡香美町
許可番号	兵庫県知事（般－4）第 651543 号
許可を受けている建設業の種類	塗、防

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 6 年 9 月 3 日
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項（同条第 27 条の 23 及び同法施行規則第 18 条の 2 に該当）
処分の内容	<p>建設業法第 28 条第 1 項の規定に基づく指示処分</p>
処分の原因となった事実	<p>寺川塗装店は、審査基準日（事業年度終了の日）が令和 2 年 12 月 31 日における経営事項審査（以下、「経審」という。）を受審した後、継続して経審を受審することなく、この経審の有効期限である令和 4 年 7 月 31 日を経過した後に、令和 5 年 7 月 27 日付け香美町発注の「町営森住宅外壁修繕工事（31 号・32 号棟、33 号・34 号・35 号棟、36 号・37 号棟）」の契約を締結した。</p> <p>このことは、建設業法第 27 条の 23 第 1 項及び同法施行規則第 18 条の 2 の規定に違反した契約締結である。</p>